

Ⅶ報告 神戸市しあわせの村の指定管理者の指定のうち  
建設局所管分について

(令和5年度神戸市一般会計補正予算(予算第35号議案)及び指定管理者の  
指定の件(神戸市しあわせの村)(第84号議案))

1. 公の施設の名称  
神戸市しあわせの村

建設局関係分:

屋外運動施設(陸上競技場、テニスコート、球技場、アーチェリー場等)  
温泉健康センター(温泉、体育館、プール等)  
野外活動センターあおぞら、キャンプ場、芝生広場、日本庭園 等

2. 指定管理者

公の施設の名称	指定管理者候補者
神戸市しあわせの村	神戸市北区しあわせの村1番1号 しあわせの村運営共同事業体 代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 代表理事 山本 泰生  構成団体: 株式会社グリーンホスピタリティーマネジメント 株式会社ウエルネスサプライ 美津濃株式会社 公益社団法人神戸乗馬倶楽部 一般財団法人神戸住環境整備公社

3. 指定期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日まで

4. 債務負担行為

期間:令和5～7年度 限度額:2,468,000千円(福祉局分含む)

5. 令和6年度予定額

1,234,000千円(福祉局分含む)

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和5年10月27日(建設局・福祉局合同)

## 7. 選 定 理 由

神戸市しあわせの村は、平成元年4月の開園後30年以上が経過し、社会情勢の変化や施設の老朽化が進んでいる。

このため、今後のあり方や施設のリニューアル等の検討を行ってきたが、アフターコロナを見据え、施設の利用者数や求められるニーズに変化が想定されることから、改めての検討が必要な状況にある。

次期事業者を公募するにあたっては、上記検討を踏まえて公募条件を整理する必要があるが、現時点では整っておらず、広く事業者から提案を受ける状況になっていない。

このため、今回の指定管理者の選定は「公の施設の指定管理者制度運用指針」等に定める公募の例外に該当するため、令和6・7年度の2年間、現在の指定管理者を指定管理者候補者として選定した。

なお、次期の事業者選定は、適切な将来需要の予測を踏まえ公募により行う予定である。

### 〔施設概要〕

#### (1) 設立趣旨

神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現を目指し、市民福祉の向上、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るために設立された。

#### (2) 所在地

神戸市北区しあわせの村1番1号

#### (3) 施設内容等

##### ①施設内容

(建設局施設)

- ・陸上競技場、テニスコート、球技場、アーチェリー場、温泉、体育館、プール、野外活動センターあおぞら、キャンプ場、芝生広場、日本庭園 等

(福祉局施設)

- ・総合センター本館・宿泊館、総合センター研修館、婦人交流施設たんぼぼの家、多目的ショートステイ施設保養センターひよどり、神戸市シルバーカレッジ、ローンボウルス場、農園・薬草園・果樹園 等

②竣工時期：平成元年4月

③敷地面積：約205ha

予算第 35 号議案 令和 5 年度神戸市一般会計補正予算

1. 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
令和 6 年度指定管理 (しあわせの村)	—	—	令和 5～7 年度	2,468,000

第 84 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）  
第5条第1項に掲げる施設

2 指定管理者

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内  
しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会  
代表理事 山本 泰生

3 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸市しあわせの村の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。